

交企第206号  
交指第293号  
平成27年3月31日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

自動車運転代行業認定手続等事務処理要領の制定について（通達）

自動車運転代行業の認定手続等については、「自動車運転代行業認定手続等事務処理要領」（平成14年8月9日付け交企第1313号ほか。以下「旧要領」という。）により定めているところ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第291号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、国土交通大臣に係る権限が都道府県知事に移譲されることとなった。

よって要領を別添「自動車運転代行業認定手続等事務処理要領」のとおり改正し、平成27年4月1日から実施するので誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は廃止する。

## 別添

### 自動車運転代行業認定手続等事務処理要領

#### 目次

- 第1章 総則（第1）
- 第2章 認定等の手続（第2－第5）
- 第3章 行政処分（第6－第9）
- 第4章 報告及び立入検査（第10－第11）
- 第5章 道路交通法違反、法違反及び交通事故の報告（第12－第14）
- 第6章 処分事案の移送等（第15）
- 第7章 雑則（第16）
- 第1章 総則

#### 第1 目的

この要領は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）等に定められた自動車運転代行業の認定等の手続、認定の取消し、指示、営業の停止、営業の廃止等の行政処分等の事務について、迅速かつ的確に処理するための必要事項を定めることを目的とする。

#### 第2章 認定等の手続

#### 第2 認定の申請手続等

##### 1 認定申請書の提出

認定の申請は、自動車運転代行業を営もうとする者（以下「当該申請者」という。）が、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ認定申請書（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）の別記様式第1号。）を提出して行うものとする。

##### 2 認定申請書の送付

所轄警察署長は、認定申請書の提出を受けた場合においては、申請書の記載漏れの有無、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）第1条第1号又は第2号、規則第4条及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号）第2条に規定された添付書類の有無等形式的要件について確認するとともに、交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）において受理番号の交付を受けて同番号を認定申請書に記入すること。申請者が個人の場合は、自動車運転代行業認定申請書及び添付書類送付書（個人用）（別記様式第1号）、法人の場合は自動車運転代行業認定申請書及び添付書類送付書（法人用）（別記様式第1号の2）に関係書類を添付して交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）へ送付するものとする。

なお、併せて収入証紙の消印を行うものとする（以下手数料を徴収するものについては同様に処理するものとする。）。

### 3 関係機関への照会

交通企画課長は、当該申請者の申請内容に基づき、前科調査について（日本人の場合は別記様式第2号、外国人の場合は別記様式第3号）により照会を実施するものとする。

### 4 岐阜県知事との協議

交通部長は、当該申請者を自動車運転代行業者に認定し、又は認定を拒否しようとする場合は、岐阜県知事に対し、認定に関する協議書（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等取扱規程（平成14年岐阜県公安委員会規程第8号。以下「取扱規程」という。）の別記様式第2号）により協議し、その同意を得るものとする。

### 5 認定証等の作成等

交通企画課長は、当該申請者を自動車運転代行業者と認定した場合においては認定証（規則の別記様式第2号）と認定台帳（別記様式第4号）2通を作成し、認定証と認定台帳1通を所轄警察署長へ送付するものとする。

所轄警察署長は、送付された認定証を確実に当該申請者に交付するとともに、必ず自動車運転代行業認定証受取書（別記様式第5号。以下「受取書」という。）を徴収するものとする。

なお、認定台帳は、交通企画課長と所轄警察署長が1通ずつ保管し、認定後の認定証の再交付、変更の届出、行政処分の実施状況等を記載する等基礎資料として活用するものとする。

### 6 認定の拒否の通知

交通企画課長は、認定の拒否をする場合においては当該申請者に対して、認定に関する通知書（取扱規程の別記様式第1号）により通知するものとする。

## 第3 認定証の再交付

認定証の再交付の申請は、認定を受けた自動車運転代行業者（以下「認定代行業者」という。）が、認定証再交付申請書（規則の別記様式第3号）により、所轄警察署長を経由して公安委員会へ行うものとする。

交通企画課長は、再交付申請に基づき認定証を作成の上所轄警察署長に送付し、送付を受けた所轄警察署長は、同認定証を再交付申請者に対して確実に交付するとともに、第2の5と同様に受取書を徴収するものとする。

## 第4 変更の届出

### 1 変更の手続

変更の届出は、認定代行業者が、変更届出書（規則の別記様式第4号）を政令第3条第2項に規定された必要な添付書類（認定証の書換えをする場合には、当該認定証を含む。）と共に、所管警察署長を経由して公安委員会へ行

うものとする。

この届出書の提出は、変更事由が発生してから10日以内（当該届出書に戸籍の謄本若しくは抄本又は登記簿の謄本を添付すべき場合にあっては20日以内）に、行わなければならないこととされている。

## 2 主たる営業所を他都道府県管内に変更する場合

認定代行業者が、管轄区域を異にした都道府県公安委員会へ主たる営業所を変更したときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（変更後の所在地を管轄する他都道府県警察の警察署長）に対して届け出ることとされている。

交通企画課長は、当該届出を受理した場合は、変更届出に関する通知書（取扱規程の別記様式第5号を準用）により、当該変更のあった旨を、当該認定代行業者の変更前の所在地を管轄する都道府県公安委員会へ通知するものとする。

## 3 岐阜県知事への通知

交通企画課長は、変更届出を受理した場合には、変更届出に関する通知書（取扱規程の別記様式第5号）により、岐阜県知事へ通知するものとする。

# 第5 認定証の返納

## 1 返納の手続

認定証の返納は、認定代行業者、認定代行業者が死亡した場合は同居の親族若しくは法定代理人又は法人合併により消滅した場合は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者（以下「認定代行業者等」という。）が、法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生した日から10日以内に、認定証返納届（別記様式第6号）により、所轄警察署長を経由して公安委員会へ行うものとする。

## 2 岐阜県知事への通知

交通企画課長は、認定代行業者等から返納届出があった場合には、認定証の返納に関する通知書（取扱規程の別記様式第6号）により、岐阜県知事へ通知するものとする。

## 第3章 行政処分

# 第6 認定の取消し

## 1 認定取消しの上申

交通企画課長は、認定代行業者の認定の取消しに該当する事案の発生を認知した場合は、速やかに認定の取消事案上申書（別記様式第7号）に関係書類を添えて、公安委員会に上申するものとする。

## 2 岐阜県知事との協議

交通部長は、1の上申事案が、当該処分事由を審査の上認定の取消しに該当すると判断された場合は、速やかに認定取消しに関する協議書（取扱規程の別記様式第4号）により岐阜県知事に対して協議するものとする。

### 3 聴聞等の実施

交通企画課長は、2の規定による岐阜県知事からの認定取消しに関する同意により、公安委員会が取扱規程第9条に基づく聴聞において認定取消しを決定した場合は、当該処分に係る自動車運転代行業者（以下「被処分者」という。）に対して、処分理由を告げて認定取消処分通知書（取扱規程の別記様式第3号）を交付するものとする。

### 4 認定取消決定通知書等の送付等

交通企画課長は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第15条第3項及び第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで認定の取消しが決定された場合においては、認定取消決定通知書（別記様式第8号）に認定取消処分通知書を添えて所轄警察署長に送付して認定取消処分通知書の交付を依頼するものとする。

### 5 処分の執行

所轄警察署長は、4の規定に基づき認定取消決定通知書及び認定取消処分通知書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて認定取消処分通知書を交付し、交付後、認定取消執行報告書（別記様式第9号）により、公安委員会に報告するものとする。

## 第7 指示及び注意

### 1 指示及び注意（以下「指示等」という。）等対象行為の上申等

交通企画課長は、自動車運転代行業者、安全運転管理者（副安全運転管理者を含む。）及び運転代行業務従事者（以下「自動車運転代行業者等」という。）による指示等基準一覧表（別表1）に示す指示等対象行為の発生を認知した場合においては、その行為が指示等に該当すると認めるときは、速やかに指示等対象事案上申書（別記様式第10号）に関係書類を添えて、公安委員会に上申するものとする。

### 2 弁明の機会の付与等

交通企画課長は、1の規定による指示等対象事案の上申により、公安委員会が取扱規程第9条に基づき弁明の機会を付与（注意処分除く。）し、指示等の処分を決定した場合においては、被処分者に処分理由を告げて指示書（取扱規程の別記様式第9号）又は注意書（別記様式第11号）を交付するものとする。

### 3 指示等決定通知書等の送付等

交通企画課長は、公安委員会が指示等の処分を決定した場合において、被処分者が出頭しない等により処分の執行ができない場合は、指示等決定通知書（別記様式第12号）に指示書又は注意書を添えて所轄警察署長に送付し、指示書又は注意書の交付を依頼するものとする。

### 4 指示等の執行

所轄警察署長は、3の規定に基づき指示等決定通知書、指示書又は注意書

の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、指示等の理由を告げて指示書又は注意書を交付して、必要な措置をとるべきことを指示等をし、その後、速やかに指示等執行報告書（別記様式第13号）により公安委員会に報告するものとする。

#### 5 岐阜県知事への通知

交通企画課長は、4の指示の執行をした場合は、指示に関する通知書（取扱規程の別記様式第10号）に指示の理由となった関係書類を添えて、岐阜県知事に通知するものとする。

#### 6 読替え後の道路交通法の規定による指示

法第19条第1項の規定による読替え後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第1項（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）、第58条の4（過積載に係る車両の使用者に対する指示）又は第66条の2第1項（過労運転に係る車両の使用者に対する指示）の規定による指示については、車両の使用の制限等に関する規程（平成2年岐阜県公安委員会規程第7号）に定めるところによるものとする。

過積載に係る指示は、代行運転自動車については適用がないことに留意すること（読み替え後の道路交通法第58条の4）。

### 第8 営業の停止

#### 1 営業停止命令事案の上申

交通企画課長は、自動車運転代行業者等による営業停止命令基準一覧表（別表2）に定める営業停止命令該当対象行為を認知した場合には、違反点数一覧表（別表3）と営業停止期間一覧表（別表4）により当該行為の違反点数を確認して、同点数等に基づき処分量定案を作成し、速やかに営業停止命令対象事案上申書（別記様式第14号）により公安委員会に上申するものとする。

#### 2 岐阜県知事への協議

交通部長は、1の処分量定案作成後、速やかに営業停止命令に関する協議書（取扱規程の別記様式第12号）により、岐阜県知事に対して協議するものとする。

#### 3 弁明の機会の付与等

交通企画課長は、2の規定による岐阜県知事からの営業停止に関する同意により公安委員会が取扱規程第9条に基づき弁明の機会を付与して、営業停止が決定された場合は、被処分者に対し処分理由を告げて営業停止命令書（取扱規定の別記様式第11号）を交付するものとする。

#### 4 営業停止命令決定通知書等の送付等

交通企画課長は、公安委員会が営業の停止を決定した場合において、被処分者が出頭しない等により処分の執行ができない場合は、営業停止命令決定通知書（別記様式第15号）に営業停止命令書を添えて、所轄警察署長に送付して、営業停止命令書の交付を依頼するものとする。

## 5 処分の執行

所轄警察署長は、4の規定に基づき営業停止命令決定通知書及び営業停止命令書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて営業停止命令書を交付し、交付後、速やかに営業停止命令執行報告書（別記様式第16号）により、公安委員会に報告するものとする。

## 6 岐阜県知事からの営業停止の要請

交通企画課長は、岐阜県知事から法第23条第2項の規定による営業停止命令の要請があったときは、当該要請処分事由を審査の上、営業停止命令に該当すると判断した場合においては、1、3、4及び5の規定に従って事務手続を進めるものとする。

## 第9 営業の廃止

### 1 営業廃止命令事案の上申

交通企画課長は、営業廃止命令に該当する対象事案の発生を認知した場合は、速やかに営業廃止命令対象事案上申書（別記様式第17号）に関係書類を添えて、公安委員会に上申するものとする。

### 2 岐阜県知事との協議

交通部長は、1の上申をする場合には、速やかに営業廃止命令に関する協議書（取扱規程の別記様式第14号）により、岐阜県知事に対して協議するものとする。

### 3 弁明の機会の付与等

交通企画課長は、2の規定による岐阜県知事からの営業廃止に関する同意により公安委員会が取扱規程第9条に基づき弁明の機会を付与して、営業廃止を決定した場合においては、被処分者に対し処分理由を告げて営業廃止命令書（取扱規程の別記様式第13号）を交付するものとする。

### 4 営業廃止命令決定通知書等の送付等

交通企画課長は、公安委員会が営業の廃止を決定した場合において、被処分者が出頭しない等により処分の執行ができない場合は、営業廃止命令決定通知書（別記様式第18号）に営業廃止命令書を添えて、所轄警察署長に送付して、営業廃止命令書の交付を依頼するものとする。

## 5 処分の執行

所轄警察署長は、4の規定に基づき営業廃止命令決定通知書及び営業廃止命令書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて営業廃止命令書を交付し、交付後、速やかに営業廃止命令執行報告書（別記様式第19号）により、公安委員会に報告するものとする。

### 第4章 報告及び立入検査

## 第10 報告の徴収（資料提出含む。以下同じ。）

交通企画課長及び所轄警察署長は、法の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者（認定代行業者及び認定を受けていない者）に対し、その

業務に関して報告を求める場合には、報告・資料提出要求書（取扱規程の別記様式第7号）により行うものとする。

#### 第11 立入検査

##### 1 立入検査警察職員の指定

立入検査をする警察職員は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査をする警察職員（別表5）のとおりとする。

##### 2 立入検査の証票等

立入検査を行う警察職員は、証票として身分証明書（取扱規程の別記様式第8号）を携帯し、立入検査開始前に関係者に提示するものとする。

##### 3 立入検査の方法

立入検査は、原則として交通企画課長、所轄警察署長及び岐阜県知事が緊密な連携を取り共同で行うものとする。

##### 4 立入検査実施報告

立入検査を実施した者は、自動車運転代行業立入検査実施報告書（別記様式第20号）を作成し所属長に報告するものとする。

#### 第5章 道路交通法違反、法違反及び交通事故の報告

#### 第12 認定代行業者の業務に関して行った道路交通法違反及び法違反の報告

交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、認定代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為、放置駐車等の道路交通法違反行為や法違反行為を認知した場合には、自動車運転代行業者の業務に関して行われた交通違反等登録票（別記様式第21号）により交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）に報告するものとする。

交通指導課長は、同登録票の写しを交通企画課長に送付するものとする。

#### 第13 自動車運転代行業者等が業務に関して起こした交通事故の報告

警察署長等は、自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上であるもの又は後遺傷害（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2の3の表に規定する後遺傷害をいう。）が存するものをいう。）を起こした場合は、自動車運転代行業者等交通事故発生報告票（別記様式第22号）により交通企画課長に報告するものとする。

#### 第14 公安委員会の認定を受けていない自動車運転代行業者の報告

警察署長等は、公安委員会の認定を受けずに自動車運転代行業を営む者を把握した場合には、無認定自動車運転代行業者発見報告書（別記様式第23号）により、交通企画課長に報告するものとする。

#### 第6章 処分事案の移送等

#### 第15 処分事案の移送等

交通企画課長は、第7の指示、第8の営業停止及び第9の営業廃止をしようとする場合において、被処分者が主たる営業所を他の都道府県公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに、現に、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に対して、処分移送通知書（規則の別記様式第6号）に関係書類を添えて移送するものとする。

#### 第7章 雑則

#### 第16 岐阜県知事との協力

岐阜県警察本部長と岐阜県知事とは、自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保に関し、相互に協力するものとする。

附 則（平成27年3月31日付け交企第206号ほか）

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

別記様式第 1 号

平成 年 月 日			
交通企画課長 殿		警察署長	
自動車運転代行業認定申請書及び添付書類送付書（個人用）			
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 1 項の規定による申請書を受理したので、添付書類と共に送付します。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
申請者	住所	(TEL )	
	氏名又は名称		
添付書類	共通	<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本又は抄本、外国人の場合は住民票の写し <input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 損害賠償措置が基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者の要件を備えていることを証する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 運転管理に関する経歴を記載した書面 <input type="checkbox"/> 教習を終了した旨の書面 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定を示す書面	
	未成年	法定代理人が個人の場合 <input type="checkbox"/> 営業を許可された未成年者にあつては未成年者の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 相続未成年者であることを法定代理人が誓約する書面 <input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍の謄本 <input type="checkbox"/> 法定代理人の戸籍の謄本又は抄本、外国人の場合は住民票の写し <input type="checkbox"/> 法定代理人の成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 ----- 法定代理人が法人の場合 <input type="checkbox"/> 営業を許可された未成年者にあつては未成年者の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 相続未成年者であることを法定代理人が誓約する書面 <input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍の謄本 <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款又はこれに代わる書類 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 役員が未成年者である旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員が未成年者である旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員が未成年者である旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員が未成年者である旨の登記事項証明書	

※ 添付書類欄は、該当項目にレ印を記すこと。

別記様式第1号の2

平成 年 月 日			
交通企画課長 殿		警察署長	
自動車運転代行業認定申請書及び添付書類送付書（法人用）			
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による申請書を受理したので、添付書類と共に送付します。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
申請法人	所在地		
	名称	(TEL )	
代表者	住所		
	氏名	(TEL )	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款又はこれに代わる書類 <input type="checkbox"/> 役員の名及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 役員が戸籍の謄本又は抄本、外国人の場合は住民票の写し <input type="checkbox"/> 役員について成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 損害賠償措置が基準に適合することを証する書類 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者の要件を備えていることを証する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 運転管理に関する経歴を記載した書面 <input type="checkbox"/> 教習を終了した旨の書面 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定を示す書面		

※ 添付書類欄は、該当項目にレ印を記すこと。

交企第 号  
年 月 日

交通企画課長 宛

市（区）町村長 殿

長

交通企画課長

前科調査について（照会）

本 籍	
氏 名 生年月日	年 月 日生

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定に基づき、認定に際し、前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査・記入願います。

もし、本人が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。また該当者がいないときは、その旨回答書に記入願います。

前科調査について（回答）

照会書記載の者に係る前科について、下記の通り回答します。

記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項は見当たらない。
- 3 該当事項あり、次のとおり。

※本 籍						
訂 正						
※氏名、生年月日						
訂 正						
前 科	言 渡	確 定	裁判所	罪 名	刑 名	恩赦、刑の執行停止の有 無等刑の終了日
	年月日	年月日			刑 期 罰金額	

照会課取扱者印

取 扱 者 印

交企第 号  
年 月 日

岐阜県警察本部  
交通企画課長 宛

東京地方検察庁

東京地方検察庁 殿

岐阜県警察本部  
交通部交通企画課長

前科調査について（照会）

国籍(法人の場合は本店所在地)			
氏名(商号)		異名	
生年月日(設立年月日)			

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定に基づき、認定に際し、前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。

前科調査について（回答）  
照会書記載の者に係る前科について、下記の通り回答します。  
記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 前科は次のとおりである。

※国籍(法人の場合は本店所在地)					
※氏名(商号)		※異名			
※生年月日(設立年月日)					
上記のうち					
訂正すべき事項					
前	裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名	刑名・刑期	恩赦、刑の執行停止の有無等
	年 月 日 宣告 略式	地方		懲役・禁固 年 月 罰金 円	
	年 月 日 確定 年 月 日 刑終了	支部 簡易		年間執行猶予 付保護観察	
科	裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名	刑名・刑期	恩赦、刑の執行停止の有無等
	年 月 日 宣告 略式	地方		懲役・禁固 年 月 罰金 円	
	年 月 日 確定 年 月 日 刑終了	支部 簡易		年間執行猶予 付保護観察	
	裁判・確定・刑終了	裁判所	罪名	刑名・刑期	恩赦、刑の執行停止の有無等
	年 月 日 宣告 略式	地方		懲役・禁固 年 月 罰金 円	
	年 月 日 確定 年 月 日 刑終了	支部 簡易		年間執行猶予 付保護観察	

取扱者印

照会課取扱者印

## 認 定 台 帳

			警察署		
受 理 番 号	第 号	認 定 番 号	第 号		
受 理 年 月 日	平成 年 月 日	認 定 年 月 日	平成 年 月 日		
名 称 ( 代 表 者 )					
所 在 地					
安全運転管理者	住所			氏名	
副安全運転管理者	住所			氏名	
営 業 所		名 称	所 在 地	安全運転管理者	
	主たる営業所				
	その他の 営業所				
随 伴 用 自 動 車	登 録 番 号 等	登 録 番 号 等	登 録 番 号 等		
認 定 証 の 交 付 等					
本部からの受理年月日	平成 年 月 日				
申請者への交付年月日	平成 年 月 日	交付者			
備考					

認定証の再交付

受 理 年 月 日	再 交 付 の 理 由	交 付 年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日

変更の届出

受 理 年 月 日	変 更 事 項	受 理 番 号
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

認定証の書換え届出

受 理 年 月 日	書 換 え 事 項	交 付 年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日
年 月 日		年 月 日

立入検査

検 査 年 月 日	検 査 結 果
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

営業停止

開 始 年 月 日	終 了 年 月 日	日 数	理 由
年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日		

営業廃止

廃 止 年 月 日	廃 止 理 由
年 月 日	

認定証の返納

受 理 年 月 日	返 納 理 由
年 月 日	

平成 年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

自動車運転代行業認定証受取書

- ・ 自動車運転代行業認定証
- ・ 自動車運転代行業認定証（再交付分）
- ・ 自動車運転代行業認定証（書換え分）

上記の認定証を確かに受け取りました。

住 所  
氏 名

別記様式第6号

<p>認 定 証 返 納 届</p> <p style="text-align: right;">年    月    日</p> <p>岐 阜 県 公 安 委 員 会 殿</p> <p style="text-align: right;">届 出 者</p>	
届 出 者 の 続 柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 法人の代表 <input type="checkbox"/> その他 (                    )
認 定 番 号	岐阜県公安委員会認定    第    号
名            称 ( 代 表 者 )	(代表者氏名                    )
営 業 所 の 住 所	市・郡                    町・村                    丁目                    番地 (電話番号～                    )
返 納 理 由	<input type="checkbox"/> 営業廃止 <input type="checkbox"/> 認定取消し <input type="checkbox"/> 再交付後発見 <input type="checkbox"/> 認定証被交付者死亡 <input type="checkbox"/> 法人が合併により消滅
備            考	
取 扱 者 等	警察署                    係 階 級                    氏 名 (警電～                    )

第 号  
年 月 日

認定の取消事案上申書

岐阜県公安委員会 殿

交通企画課長 印

下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項に規定する認定の取消事案に該当すると認められるので上申する。

記

認定年月日	
認定章番号	
住 所	
氏名又は名称	
事案の概要	
添付書類	

岐阜県公安委員会 第 号  
年 月 日

認定取消決定通知書

警察署長 殿

岐阜県公安委員会 印

下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により認定の取消しを決定したので通知する。

なお、対象者に「認定取消処分通知書」を交付されたい。

記

対象（業）者	住 所	
	氏名又は 名 称	
取消の理由		

第 号 年 月 日	
認定取消執行報告書	
岐阜県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交付日時	
交付場所	
被処分者の住所 及び氏名	
交付した警察官の 官職・氏名	
備 考  (交付時における 特異動向等につ いて記入)	

第 号  
年 月 日

指示等対象事案上申書

岐阜県公安委員会 殿

交通企画課長 印  
第22条第1項

下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律  
第25条第2項第1号  
の規定により指示・注意対象に該当すると認められるので上申する。

記

認定年月日	
認定章番号	
住 所	
氏名又は名称	
事案の概要	
添付書類	

第 号

注 意 書

住 所

氏名又は名称 殿

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。  
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。  
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載すること。)

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

取扱者の氏名及び連絡先

岐阜県公安委員会 第 号  
年 月 日

指示等決定通知書

警察署長 殿

岐阜県公安委員会 印

第22条第1項目

下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の

第25条第2項第1号

規定により指示等をすることを決定したので通知する。

なお、「指示書（注意書）」を対象者に交付されたい。

記

対象（業）者	住 所	
	氏名又は 名 称	
指示等の理由		

第 号 年 月 日	
指示等執行報告書	
岐阜県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交付日時	
交付場所	
被処分者の住所 及び氏名	
交付した警察官の 官職・氏名	
備 考  (交付時における 特異動向等につ いて記入)	

第 号 年 月 日	
営 業 停 止 命 令 対 象 事 案 上 申 書	
岐 阜 県 公 安 委 員 会 殿	
交 通 企 画 課 長 印	
第23条第1項	
下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	
の	
第25条第2項第1号	
規定による営業停止事案に該当すると認められるので上申する。	
記	
認 定 年 月 日	
認 定 章 番 号	
住 所	
氏名又は名称	
営 業 停 止 日 数 (計算式)	日 間 ( )
事 案 の 概 要	
添 付 書 類	

岐阜県公安委員会 第 号  
年 月 日

営業停止命令決定通知書

警察署長 殿

岐阜県公安委員会 印

第23条第1項

下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の

第25条第2項第2号

規定により営業停止することを決定したので通知する。

なお、「営業停止命令書」を対象者に交付されたい。

記

対象（業）者	住 所	
	氏名又は 名 称	
営業停止日数	年 月 日から 年 月 日までの 日間	
営業停止の理由		

第 号 年 月 日	
営業停止命令執行報告書	
岐阜県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交付日時	
交付場所	
営業停止期間	日間( 年 月 日から 年 月 日まで)
被処分者の住所 及び氏名	
交付した警察官の 官職・氏名	
備 考  (交付時における 特異動向等につ いて記入)	

第 号  
年 月 日

営業廃止命令対象事案上申書

岐阜県公安委員会 殿

交通企画課長 印

第24条第1項

下記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の  
第25条第2項第3号  
規定による営業停・廃止事案に該当すると認められるので上申する。

記

認定年月日	
認定章番号	
住 所	
氏名又は名称	
事案の概要	
添付書類	

岐阜県公安委員会 第 号  
年 月 日

営業廃止命令決定通知書

警察署長 殿

岐阜県公安委員会 印

第24条第1項

下記のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の

第25条第2項第3号

規定により営業廃止することを決定したので通知する。

なお、「営業廃止命令書」を対象者に交付されたい。

記

対象（業）者	住 所	
	氏名又は 名 称	
営業廃止の理由		

第 号 年 月 日	
営業廃止命令執行報告書	
岐阜県公安委員会 殿	
警察署長 印	
交付日時	
交付場所	
被処分者の住所 及び氏名	
交付した警察官の 官職・氏名	
備 考  (交付時における 特異動向等につ いて記入)	

## 別記様式第20号

平成 年 月 日	
殿	
所 属 官 職 氏 名	
印	
自動車運転代行業立入検査実施報告書 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条の規定に基づく立入検査を次のとおり実施したから報告する。	
実 施 年 月 日	平成 年 月 日 自 時 分 至 時 分
実 施 対 象	
実 施 結 果 及 び 所 見	1 実施結果 下記のとおり 2 実施結果に対する所見
検 査 項 目	結 果
1 認定証の掲示	<input type="checkbox"/> 掲示している <input type="checkbox"/> 掲示していない
2 運転代行業務従事者名簿 ・住所、氏名、生年月日、従事年月日、運転免許証の種類・番号・有効期間の末日	<input type="checkbox"/> 備え付けている <input type="checkbox"/> 備え付けていない <input type="checkbox"/> 必要事項の記載の有無 <input type="checkbox"/> 記載してある <input type="checkbox"/> 記載してない ( )
3 運転代行業務従事者誓約書	<input type="checkbox"/> 備え付けている <input type="checkbox"/> 備え付けていない
4 乗務記録 ・氏名、始業及び終業日時、代行運転役務ごとの時間・経路 ・同伴者、休憩又は仮眠の日時場所、交通事故発生の場合はその日時場所並びに概要等 ※2年間保存	<input type="checkbox"/> 備え付けている <input type="checkbox"/> 備え付けていない <input type="checkbox"/> 必要事項の記載の有無 <input type="checkbox"/> 記載してある <input type="checkbox"/> 記載してない ( ) <input type="checkbox"/> 保存してある <input type="checkbox"/> 保存していない
5 退職運転代行業務従事者名簿 (退職後2年間)	<input type="checkbox"/> 備え付けている <input type="checkbox"/> 備え付けていない
6 代行運転自動車標識	<input type="checkbox"/> 備え付けている ( 台分) <input type="checkbox"/> 備え受けていない
7 安全運転管理者	<input type="checkbox"/> 選定している <input type="checkbox"/> 選定していない
8 副安全運転管理者	<input type="checkbox"/> 選定している ( 名) <input type="checkbox"/> 選定していない
9 安全運転管理者等による従業員への教育等	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 運転者の適性等と法の順守状況 <input type="checkbox"/> 運行計画の作成 <input type="checkbox"/> 交替運転者の配置 <input type="checkbox"/> 異常気象時等の措置 <input type="checkbox"/> 点呼と日常点検整備 <input type="checkbox"/> 安全運転指導
10 その他 (特記事項)	
課 ・ 署 長 指 示 事 項	







別表 1

## 指示等基準一覧表

項	違反行為	指示等の基準
1	1 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為（下命容認行為の禁止違反） 2 法第10条の規定に違反する行為（名義貸し禁止違反）	○指示処分
2	1 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為（法の指示違反） 2 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為（読替え後の道路交通法の規定による指示違反）	○点数の付与 法の指示を受けた後1年以内に当該指示に違反した場合に限る。 ○点数の付与 当該指示を受けた後1年以内に運転代行業務に関し最高速度違反又は過労運転が行われた場合に、自動車運転代行業者の運行管理の状況を勘案して行う。
3	1 法第5条第1項の規定に違反する行為（申請書等虚偽記載） 2 法第6条の規定に違反する行為（認定証掲示義務違反） 3 法第8条第1項の規定に違反する行為（変更届出義務違反） 4 法第9条第1項の規定に違反する行為（認定証返納義務違反） 5 法第14条第2項の規定に違反する行為（運転代行従事制限違反） 6 法第16条の規定に違反する行為（代行運転自動車標識表示義務違反） 7 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条3第1項の規定に違反する行為（安全運転管理者未選任） 8 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法74条の3第2項の規定に違反する行為（安全運転管理者業務不履行） 9 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項に違反する行為（副安全運転管理者未選任） 10 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為（権限付与義務違反） 11 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定に違反する行為（安全運転管理者講習受講義務違反） 12 法第20条の規定に違反する行為（帳簿等備え付け義務違反） 13 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為（立入検査拒否等）	○指示処分 ・ 違反の形態が悪質であると認められる場合、違反の結果が重大であると認められる場合 ・ 過去2年以内に行政処分（注意、法の指示、点数の付与又は営業停止命令をいう。以下同じ。）を受けている場合 ○注意処分 過去2年以内に行政処分を受けていない場合
4	運転代行業務に関して読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為	○指示処分 ・ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が運転者に当該駐車違反行為を下命、容認又はこれに準ずるような事情がある場合 ・ 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転者に対して、当該駐車違反行為を誘発するような行為をした場合 ・ 過去2年以内に行政処分等を受けている場合 ○注意処分 過去2年以内に行政処分等を受けておらず、かつ、運転代行業務に関し、過去1年以内に駐車違反行為が1回以上行われている場合 ○注意又指示処分を行わない 当該駐車違反行為について、別に法の指示又は営業停止命令を行うこととなる場合

別表 2

## 営業停止命令基準一覧表

法的根拠別	営業停止命令該当行為	営業停止する場合
1 政令第5条第1項第2号	<p>1 法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の規定による指示に違反したこと。</p> <p>2 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反したこと。</p> <p>3 別表3「違反点数一覧表」を理由として法第22条第1項又は法第25条第2項第1号の規定による指示を受けるに至ったこと。</p> <p>4 岐阜県知事から法第23条第2項の規定による要請等がされたこと。</p>	<p>別表4「1政令第5条第1項第2号の規定による営業停止期間一覧表」に示する積点数に達している場合</p> <p>※当該事由が生じた日から起算して2年以内に行われた場合のみに処分を行う</p>
2 政令第5条第1項第3号（上記1に該当しない場合）	<p>1 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反したこと。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合で、自動車運転代行業者が違反行為を防止するために注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことができなない特別な事情がある場合は営業停止命令は行わないことができる。</p> <p>2 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（治療期間30日以上であるもの又は後遺障害が存するものをいう。）を起こしたこと。</p> <p>3 前記1及び2に掲げる場合のほか、次に掲げる場合、その他の業務の適正な運営が著しく阻害されるおそれがあると認められること。</p> <p>(1)違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。</p> <p>(2)違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性に鑑み、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。</p>	<p>別表4「2政令第5条第1項第3号又は4号の規定による営業停止期間一覧表」による。</p>
3 政令第5条第1項第4号（上記1に該当しない場合）	<p>1 法第22条第2項の規定による指示に違反したこと。</p> <p>上記2の1と同じ</p> <p>2 運転代行業務に関し道路運送法第4条第1項、第43条第1項又は第80条第1項の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こしたこと。</p> <p>ただし、自動車運転代行業者の安全管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合で、自動車運転代行業者が違反行為を防止するために注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責に帰すことができなない特別な事情がある場合は営業停止命令は行わないことができる。</p> <p>3 上記2の3(1)、(2)と同じ</p>	<p>同上</p> <p>岐阜県知事から要請があったとき。</p>

別表 3

## 違反点数一覧表

番号	違反行為	点数
1	法第22条（指示）第1項若しくは第2項又は法第25条（処分移送による指示）第2項第1号の規定に違反したとき。	2点
2	法2条第4項に規定する運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）又は第66条の2第1項（過労運転に係る車両の使用者に対する指示）の規定に違反したとき。	1点
3	<p>法第22条第1項若しくは第2項又は法第25条第2項第1号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運転管理者若しくは法第2条第5項に規定する運転代行業務従事者により、次の行為がされたとき。</p> <p>(1) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号までの規定（使用者等の無免許、最高速度違反、飲酒運転及び過労運転の下命・容認）に違反する行為</p> <p>(2) 法第5条第1項（認定申請書の提出）に違反する行為</p> <p>(3) 法第6条（認定証の掲示義務）に違反する行為</p> <p>(4) 法第8条第1項（変更の届出）に違反する行為</p> <p>(5) 法第9条第1項（認定証の返納等）に違反する行為</p> <p>(6) 法第10条（名義貸しの禁止）に違反する行為</p> <p>(7) 法第16条（代行運転自動車標識の表示）に違反する行為</p> <p>(8) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項（安全運転管理者の選任）若しくは第4項（副安全運転管理者の選任）又は法75条第1項第7号（放置行為の下命・容認）の規程に違反する行為</p> <p>(9) 法第20条第1項（帳簿長の備付け）に違反する行為</p> <p>(10) 法第21条第1項（報告、資料提出、立入検査）の規定に違反する行為</p> <p>(12) 法第14条第2項（運転代行業務の従事制限）に違反する行為</p> <p>(13) 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項（安全教育等必要な義務）、第7項（安全運転管理者へ権限付与）又は第8項（安全運転管理者講習の受講）に違反する行為</p>	<p>3点</p> <p>2点</p> <p>1点</p> <p>1点</p>

別表4

## 営業停止期間一覧表

## 1 政令第5条第1項第2号の規定による営業停止期間一覧表

前歴の回数	累積点数	期間
なし	4・5・6点	30日
	7・8・9点	60日
	10・11・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3・4・5点	30日
	6・7・8点	60日
	9・10・11点	90日
	12・13・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2・3・4点	30日
	5・6・7点	60日
	8・9・10点	90日
	11・12・13点	120日
	14・15・16点	150日
	17点以上	180日

※「前歴の回数」とは、自動車運転代行業者が2年の期間内に法第23条第1項（営業停止）又は法第25条第2項第2号（処分移送による営業停止）の規定による命令を受けた回数をいう。以下同じ。

## 2 政令第5条第1項第3号又は第4号の規定による営業停止期間一覧表

前歴の回数	累積点数	期間
なし	1・2・3点	30日
1回	1・2点	
2回以上	1点	

## 3 営業停止期間の算出基準

(1)  $T = t(c+9) / 10c$  (小数点以下切り上げ)

T = 営業停止の期間

t = 期間の欄に定める日数

c = 直近の違反行為が行われた時点における随伴自動車の台数

※ 事例 前歴回数0の運転代行業者（随伴自動車5台所有）が累積点数8点の場合  
 $60(5+9) \div 10 \times 5 \doteq 17$ 日間となる。

(2) 営業停止期間の加重軽減

ア 加重する場合(ただし、政令で定める上限の期間を越えることはできない。)

(ア) 違反行為の態様が著しく悪質である場合

(イ) 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反結果が重大である場合

イ 軽減する場合

(ア) 自動車運転代行業者が違反行為を防止するための相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められる場合

(イ) 違反行為を行った後、自ら改善措置を講じている場合

別表 5

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査をする警察職員

本部・署別	所 属 名	指 定 す る 警 察 職 員 の 役 職 名		人 数
警察本部	交通企画課	1 企画課長補佐 3 安全課長補佐	2 企画係長 4 安全係長	4名
警 察 署	岐 阜 中	5 交通第一課長	6 交通総務係長	44名
	岐 阜 南	7 交通課長	8 交通総務係長	
	岐 阜 北	9 交通課長	10 交通総務係長	
	各 務 原	11 交通課長	12 交通総務係長	
	岐 阜 羽 島	13 交通課長	14 交通総務係長	
	海 津	15 交通課長	16 交通総務係長	
	養 老	17 交通課長	18 交通企画・規制係長	
	垂 井	19 交通課長	20 交通企画・規制係長	
	大 垣	21 交通第一課長	22 交通総務係長	
	揖 斐	23 交通課長	24 交通総務係長	
	北 方	25 交通課長	26 交通総務係長	
	山 県	27 交通課長	28 交通係長	
	郡 上	29 交通課長	30 交通総務係長	
	関	31 交通課長	32 交通総務係長	
	加 茂	33 交通課長	34 交通総務係長	
	可 児	35 交通課長	36 交通総務係長	
	多 治 見	37 交通第一課長	38 交通総括係長	
中 津 川	39 交通課長	40 交通総務係長		
恵 那	41 交通課長	42 交通第一係長		
下 呂	43 交通課長	44 交通総務係長		
高 山	45 交通課長	46 交通総務係長		
飛 驒	47 交通課長	48 交通総務係長		
合 計		48名		

※ 1～48は身分証明書の番号